

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : 平成23年産国内産米穀の一般入札枠に係る政府買入れ
- (2) 買入対象米穀 : 別記「買入地域別買入数量（買入区分）一覧表」の買入地域において引き渡される平成23年産国内産米穀（主食用）
- (3) 買入数量 : 別記「買入地域別買入数量（買入区分）一覧表」による
- (4) 最小申込数量 : 区分1：50トン
区分2：100玄米トン
- (5) 仕様等 : 別紙1「入札仕様書」による
- (6) 入札方法 : 入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、包装代（フレキシブルコンテナ使用料を含む。）込みの1等玄米60キログラム当たり単価及び数量にて行うものとする。（政府買入代金の支払総額については、契約価格と買入数量により算定される金額に当該金額の100分の5を加えた額とする。）

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 国内産米穀の買入契約の有資格者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者でないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当する者でないこと。
- (4) 総合食料局等契約指名停止等措置要領（平成19年3月30日付け18総合第1884号総合食料局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書、買入契約書案等の交付の場所、期間及び日時

- (1) 場所： 別表に掲げる地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局において交付する。
- (2) 期間： 平成23年5月30日（月）から平成23年6月6日（月）まで
(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)
- (3) 時間： 午前9時から午後5時まで

4 入札を執行する場所及び日時並びに入札書の提出方法

- (1) 場所： 農林水産省総合食料局入札室A（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省本館7階・ドアNo.本706）
- (2) 日時： 平成23年6月7日（火）午後2時00分
- (3) 提出方法：

入札書は、封かんの上、封筒の表に朱書きで「23年産米政府買入入札書（一般枠（区分○（××^{※1}））と記入するものとし、

ア 持参する場合 直接会場に時間までに持参するものとする。

イ 送付する場合 平成23年6月6日（月）午後1時必着とし、特定記録等、記録が確実に残る方法により送付するものとする。

郵送先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課（民間委託チーム）あて

（※1） 買入地域の指定がある場合は、当該地域を記入。

5 入札保証金及び契約保証金

免除する。

6 入札の無効又は取消し

- (1) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 売渡申込みに際し、虚偽の申告をした者のした入札は無効とする。
- (3) 入札書に入札者の記名及び押印（資格申請時に使用した印鑑を使用）のない入札は無効とする。
- (4) 数量及び入札価格を訂正した入札並びに数量及び入札価格に50トン未満及び円未満の端数を付した入札は無効とする。
- (5) 数字の記載が不鮮明又は不明確な入札のほか、所定の記載方法によらない入札は無効とする。
- (6) 電報、電信又はファクシミリによる入札のほか、公正な手段によらない入札は無効とする。
- (7) 買入数量を超えて入札した者の入札は無効とする。
- (8) 入札者が2通り以上の意思表示をした際の入札は、そのすべてを無効とする。
- (9) 他人の代理人を兼ねた者が本人及び代理人としてした入札又は2人以上の代理人をした者がした入札はそのすべてを無効とする。
- (10) 入札参加者が5人に満たないときは、当該入札を取り消すことがある。

7 落札者の決定方法

- (1) 入札は、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「特会法施行

令」という。) 第19条第1項の規定に基づく複数落札入札制度による落札方式とし、別記1の買入区分ごとに買入数量の範囲内において単価及び数量をもって行い、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次買入数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 落札となるべき同数量、同価の入札をした者が2人以上ある場合には、くじで落札者を決定する。
- (4) 最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して買入数量を超えるときには、その超える数量については、落札がないものとする。また、これによる最後の順位の落札者の落札数量が50トンに満たないこととなる場合には、当該落札者の落札はないものとする。
- (5) 区分1に関し、(4)の落札者の落札に係る銘柄別数量は、当該落札者の落札数量を当該落札者の入札数量で除した係数を入札書の「売渡申込数量における銘柄別の内訳」欄に記載された銘柄別数量に乗じて算出する(1トン単位)。ただし、算出後の銘柄別数量が50トンに満たないものがある場合には、入札書の「売渡申込数量における銘柄別の内訳」欄に記載された順に当該落札数量に達するまでの数量をもって引渡数量とするものとし、銘柄別の引渡数量が50トンに満たない場合には、これについて落札がないものとする。
- (6) 区分2に関し、(4)の落札者の落札に係る銘柄別数量は、入札書の「売渡申込数量における銘柄別の内訳」欄に記載された順に当該落札数量に達するまでの数量をもって引渡数量とするものとする。

8 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 その他

本公告に、記載なき事項は「入札説明書」による。

平成23年5月30日

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省総合食料局長 高橋 博

別記

買入地域別買入数量（買入区分）一覧表

(単位：玄米トン)

区分	買入地域※1	買入数量
区分1	指定しない	玄米： 131, 529
区分2	北海道	400 もみ：250トン 玄米：200トン
	東北・北陸※2	400 もみ：250トン 玄米：200トン
	九州※3	400 もみ：250トン 玄米：200トン
合 計		132, 729

※1 買入地域とは、入札仕様書2の(1)における引渡場所（倉庫）が所在する都道府県をいう。

※2 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県。

※3 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県。

※4 もみ250トンは、玄米200トン相当。